

社援地発 0329 第 12 号
令和 3 年 3 月 29 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

重層的支援体制整備事業と水道事業との連携について（通知）

今般、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）により改正された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

水道事業については、事業者が料金の収納や検針で地域を巡回する場合や、料金の滞納等に関する相談に応じる場合に、地域で孤立していたり、経済的に困窮している者を把握することがあると考えられます。そのような者に対し、重層的支援体制整備事業による支援に適切につなぎ、早期的な支援を行うことは、本人の抱える課題の深刻化を防ぐことになるため、両事業の緊密な連携が求められます。

地域において本人の課題が深刻化する前に必要な支援を円滑に行う観点から、水道事業と重層的支援体制整備事業における連携について下記のとおり通知しますので、貴職におかれては、十分にご了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関に周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

本通知の内容は、医薬・生活衛生局とも協議済みであり、また、同局水道課長から各厚生労働大臣認可水道事業者及び都道府県水道行政主管部局長宛てに別

紙のとおり通知が発出されているので、本通知と併せて参考としていただくようお願いいたします。

記

1 地域共生社会とは

地域共生社会は、日本の社会保障の成り立ちや社会の変化を踏まえ、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方である。

水道事業者については、これまでも、水道料金の収納や検針で地域を巡回する場合や料金の滞納等に関する相談に応じる場合等、業務の遂行に当たって生活困窮者を把握した場合には、料金未払いによる機械的な給水停止を回避する等の柔軟な対応を行うとともに、以下により、福祉部局との連絡・連携体制を構築しているものと認識している。

- ・ 「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」（平成 24 年 5 月 11 日付け社援地発 0511 第 1 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・ 「福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築について」（平成 24 年 5 月 9 日付け健水発 0509 第 1 号。厚生労働省健康局水道課長通知）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度と水道事業との連携について」（平成 31 年 3 月 29 日付け社援地発 0329 第 8 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制の構築等について」（平成 31 年 3 月 29 日付け薬生水発 0329 第 1 号。厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）

市町村による包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業においても、複雑化・複合化した支援ニーズを有する者やその世帯の早期把握が求められており、本人の抱える課題が深刻化する前に必要な支援につなげるためには、水道事業と重層的支援体制整備事業の連携を推進することが必要である。

両事業の連携の推進は、本人が地域社会とのつながりの中で、安心して生活ができる環境の整備、社会づくりをしていくことを目指すものである。

2 重層的支援体制整備事業との連携について

(1) 多機関協働事業との連携

ア 多機関協働事業について

重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となる。その上で、従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、本人同意を得た上で多機関協働事業者（※）につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者をはじめとする支援関係機関間の役割分担を図ることにより、適切な支援を行うこととしている。

多機関協働事業者や包括的相談支援事業者においては、必要に応じて複雑化・複合化した支援ニーズが見込まれる者やその世帯に関する情報の把握について水道事業者に協力を求め、当該情報の提供を受けた場合は連携して支援を実施されたい。

(※) 重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第 106 条の 4 第 4 項の規定により、同条第 2 項第 5 号に掲げる多機関協働事業の委託を受けている事業者（市町村がこれらの事業を自ら実施している場合は当該市町村）

イ 重層的支援会議・支援会議への水道事業者の参画等

重層的支援会議・支援会議の構成員については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情や本人の抱える課題に応じ、支援関係機関等と調整の上決定していくこととなるが、地域で孤立していたり、経済的に困窮していると考えられる者の早期把握を効果的に行う観点から水道事業者を構成員とすることも検討いただきたい。

なお、重層的支援会議・支援会議については、その目的や内容に応じて、開催頻度や開催方法が決定されることとなるが、地域における既存の会議体（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく要保護児童対策協議会、障害者総合支援法に基づく（自立支援）協議会等）と組み合わせて開催することが効果的・効率的な場合は、既存の会議体と時間を切り分ける等の工夫をした上で、効果的・効率的な開催に努めていただきたい。

(2) アウトリーチ等を通じた早期の支援を行う際の水道事業者との連携

アウトリーチ支援事業者（※）においては、必要に応じて複雑化・複合化した支援ニーズが見込まれる者やその世帯に関する情報の把握について水道事業者に協力を求め、当該情報の提供を受けた場合は連携して支援を実施されたい。

(※) 重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第 106 条の 4 第 4 項の規定により、同条第 2 項第 4 号に掲げるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

(3) 参加支援と水道事業者の連携

参加支援事業においては、本人のニーズや課題などを丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源の働きを拡充したりすることにより、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューの充実を図ることを内容とする。

参加支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号）を実施する事業者（以下「参加支援事業者」という。）においては、必要に応じて複雑化・複合化した支援ニーズが見込まれる者やその世帯に関する情報の把握について水道事業者と協力を求め、当該情報の提供を受けた場合は、多機関協働事業者やアウトリーチ支援事業者と協力しながら、本人のニーズを丁寧に把握しつつ、本人の地域社会への参画に向けて、どのような社会資源を活用できるか検討しておくこと。また、水道事業者や支援関係機関等からの情報により、本人や世帯に参加支援事業の実施のニーズが高いと判断した場合には、参加支援事業者から本人や世帯に働きかけることも求められる。

さらに、参加支援事業者に情報が提供された時点において、本人の抱える課題が深刻化しているケースも十分考えられるため、そのような場合に備えて、日頃から地域の社会資源を幅広く把握しておくとともに、どのようなケースにどのような社会資源を活用できるかについて整理しておくことが望ましい。

(4) 水道事業者への協力依頼

(1) から (3) において、多機関協働事業者、包括的相談支援事業者、アウトリーチ支援事業者、参加支援事業者は、必要に応じて水道事業者と情報提供を求めるとしているが、例えば、以下のような事象の把握等を水道事業者と依頼することが考えられる。

- ・ 水道料金の収納や検針で地域を巡回する場合や料金の滞納等に関する相談に応じる場合等に生活に困窮する者等を把握した場合
- ・ 著しい使用水量の変動があり、家人と連絡を取ろうとしたが連絡がつかず、原因も不明である場合
- ・ 水道料金の検針等で地域を巡回している際に、住宅から異臭、異音、子供

の泣き叫び声がしている場合

- ・ そのほか、何らかの社会的問題を抱えていると思われるものの、支援関係機関等につながっている様子が感じられず、地域からも孤立していると感じられる場合

3 制度の相互理解等

(1) 相互理解の促進

水道事業者は、地域で孤立していたり、経済的に困窮している者を把握する可能性があり、そのような者の中には、重層的支援体制整備事業による支援につなげる必要性のある者もいると考えられることから、水道事業者及び重層的支援体制整備事業の主管部局は、互いの制度に対する理解を深めるとともに、相互に日常的な連携（双方の制度を理解するための研修の実施、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等）を確保することが望ましい。

都道府県については、法第6条第3項において、市町村における重層的支援体制整備事業を含む地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等の援助を行う責務を有していることを踏まえ、重層的支援体制整備事業に係る研修の実施や水道事業者と市町村との連携体制の構築支援等の必要な支援を行うとともに、水道事業者と重層的支援体制整備事業との連携体制の構築事例等に関する情報について、各都道府県域内での共有に努めていただきたい。

(2) 情報共有等にあたっての留意事項

本人を支援関係機関につなぐ場合や、他の支援関係機関とともに支援する場合は、相談の時点で聞き取った本人の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等の個人情報の第三者提供に当たって本人に同意を得ることが基本となる。

また、本人との接触ができていないなど同意が得られない時点において、双方の機関で情報共有を行う場合には、守秘義務がかけられた支援会議の場等で行うこと。

なお、各地方公共団体において定める個人情報保護条例に則った対応が必要であることに留意するようお願いしたい。